

建設リサイクル法 届出 手続きパンフレット

建設リサイクル法の届出が必要な工事は、特定建設資材（表1）を用いた、一定の規模以上の工事（表2）です。

表1

特定建設資材
コンクリート
コンクリート及び鉄から成る建設資材（プレキャスト鉄筋コンクリート版など）
木材
アスファルト・コンクリート

表2

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	延床面積の合計 80㎡以上
建築物の新築・増築	延床面積の合計 500㎡以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）※1	請負代金の額※3 1億円以上
その他の工作物に関する工事（土木工事等）※2	請負代金の額※3 500万円以上

※1 建築物に係る工事で、新築又は増築の工事に該当しないもの

※2 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事

※3 請負代金の額には消費税を含む



- ・提出期限：工事着手日の7日前まで

例：1月1日工事着手の場合

12/25	12/26	12/27	12/28	12/29	12/30	12/31	1/1
提出期限	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	工事着手

- ・提出書類：工事の種類により異なりますので、工事の種類ごとの記載例を参照してください。

なお、例えば、解体工事と新築工事を同時に行う（届出対象工事の複数に該当する）場合については、以下の①②のどちらの提出方法でも支障ありません。

- ① 解体工事（様式第一号と別表1）と新築工事（様式第一号と別表2）とをそれぞれ分けて作成する。
- ② 解体工事と新築工事とを一括して様式第一号を作成し、別表1（解体）と別表2（新築）を添付する。

- ・提出部数：2部（副本は受付時に受付印を押して返却いたします。）

- ・提出先：小山市 都市整備部 建築指導課 建築指導係
〒323-8686 小山市中央町1丁目1番1号 4階
TEL：0285-22-9233 / FAX：0285-22-9685